

### 第30号議案

品川区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川区営住宅条例の一部を改正する条例

品川区営住宅条例（平成9年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第3項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 区長は、使用者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条に掲げる者に限る。第26条第3項において同じ。）が第23条の規定による収入に関する報告をすることおよび法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該使用者の一般区営住宅の使用料を、毎年度、省令第9条に定める方法により把握し、第24条の規定により認定した当該使用者およびその同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条および令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とすることができる。

第13条の2中「第11条第1項」の次に「もしくは第4項」を、「第26条第1項」の次に「もしくは第3項」を加える。

第13条の3中「第11条第1項」の次に「もしくは第4項」を、「第26条第1項」の次に「もしくは第3項」を加え、「第11条および令第15条第2項」を「第12条および令第16条第2項」に改める。

第17条第1項中「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条」を「省令第11条」に改める。

第18条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第23条に次のただし書を加える。

ただし、区長が当該使用者（省令第8条に掲げる者に限る。）が当該報告をすることが困難な事情にあると認めるときは、この限りでない。

第24条第1項中「報告」の次に「、第11条第4項または第26条第3項の規定により把握した収入」を加える。

第26条第1項中「第11条第1項」の次に「および第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第3項中「、第1項」の次に「および前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 区長は、使用者が第1項の規定に該当する場合において第23条の規定による収入に関する報告をすることおよび法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第11条第4項および前2項の規定にかかわらず、当該使用者の一般区営住宅の使用料を、毎年度、省令第9条に定める方法により把握し、第24条の規定により認定した当該使用者およびその同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第

8条第2項および令第16条第1項に定める算定方法により算定した額とすることができる。

第29条第1項中「第26条第1項」を「第4項ならびに第26条第1項および第3項」に改める。

第46条中「第10条」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 公営住宅法が改正されたことから、認知症である者等の収入申告義務を緩和するほか、規定を整備する必要がある。